

2009年11月24日 全4頁

103万円の壁撤廃後もなお残る 130万円の壁（概要）

制度調査部
是枝 俊悟

配偶者の給与収入と世帯の手取り収入増加額の関係（概要版）

[要約]

- 現在、政府税制調査会で配偶者控除・配偶者特別控除の存廃が議論されている。
- 妻（※）の年収が103万円を超えると、配偶者控除は配偶者特別控除に切り替わり、所得控除額が縮小し、夫（※）の税額が増加する。このため、配偶者控除が「103万円の壁」といわれることがあるが、これは本来主婦の就労を抑制する大きな要因となるべきものではない。
- しかし、妻の年収が130万円以上となった場合、妻は夫の社会保険の扶養から外れ、自ら社会保険料を納付しなければならない。この分を補って世帯の手取り収入を増やすことは難しい。このため、社会保険の「130万円の壁」が、実際には主婦の就労を抑制する大きな要因になりうるものと考えられる。
- もし配偶者控除・配偶者特別控除が廃止されても、社会保険の加入条件である「130万円の壁」が主婦の就労を抑制する大きな要因となることは変わらない。

（※）本レポートでは説明の便宜上、「世帯の主たる生計者」を「夫」、「世帯の主たる生計者の配偶者」を「妻」としている。夫・妻の関係が逆であっても、税・社会保険上の扱いは同じである。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除とは

○現在、政府税制調査会で、配偶者控除・配偶者特別控除の存廃が議論されている。民主党のマニフェストには、所得税分の配偶者控除の廃止が明記されていた。これは、子ども手当の導入などの民主党政策実現のための財源に充てられるものと考えられる。

○配偶者控除・配偶者特別控除の概要は、次のページの図表1の通りである。

○配偶者控除は、妻¹の給与収入²が年間103万円以下の場合、夫³の税額を計算する際、所得税で原則38万

¹ 本レポートでは説明の便宜上、「世帯の主たる生計者」を「夫」、「世帯の主たる生計者の配偶者」を「妻」としている。夫・妻の関係が逆であっても、税・社会保険上の扱いは同じである。

² 正確には、税法上給与収入ではなく「所得」の金額で判定しているが、本レポートでは説明の便宜上、給与所得者で他の申告所得がないことを前提にしている。

³ 脚注1に同じ。

円（住民税は原則 33 万円）が所得控除される制度である。

- 配偶者特別控除の所得控除額は、妻の収入が 103 万円超 141 万円未満の場合、所得税で 38 万円（住民税は 33 万円）から段階的に削減されていき、妻の収入が増加した際、夫の税額が急激に増えない仕組みとなっている⁴。
- だが、妻の収入が年間 103 万円を超えると配偶者控除の適用ではなくなり、夫の税額が増加することや、本人の所得税が発生する（後述する）ことなどから、「年間 103 万円を超えて働くと損をする」という意識がされ、配偶者控除が「103 万円の壁」として主婦の就労を抑制する要因になっているといわれることがある。

図表 1 配偶者控除・配偶者特別控除の概要

		所得税	住民税
配偶者控除	適用される妻の年収の範囲	103万円以下	
	適用される夫の年収の範囲	制限なし	
	夫の所得控除額	38万円	33万円
配偶者特別控除	適用される妻の年収の範囲	103万円超141万円未満	
	適用される夫の年収の範囲	約1230万円以下	
	夫の所得控除額	妻の年収に応じて 3万円～38万円	妻の年収に応じて 3万円～33万円

（注）夫・妻ともに申告した所得は給与所得のみであることを前提としている。また、所得控除額は妻が「老人対象配偶者」や「特別障害者」等に該当しない一般の場合である。

（出所）大和総研制度調査部作成

2. 妻の給与収入の増加と世帯の手取り収入増加額の関係

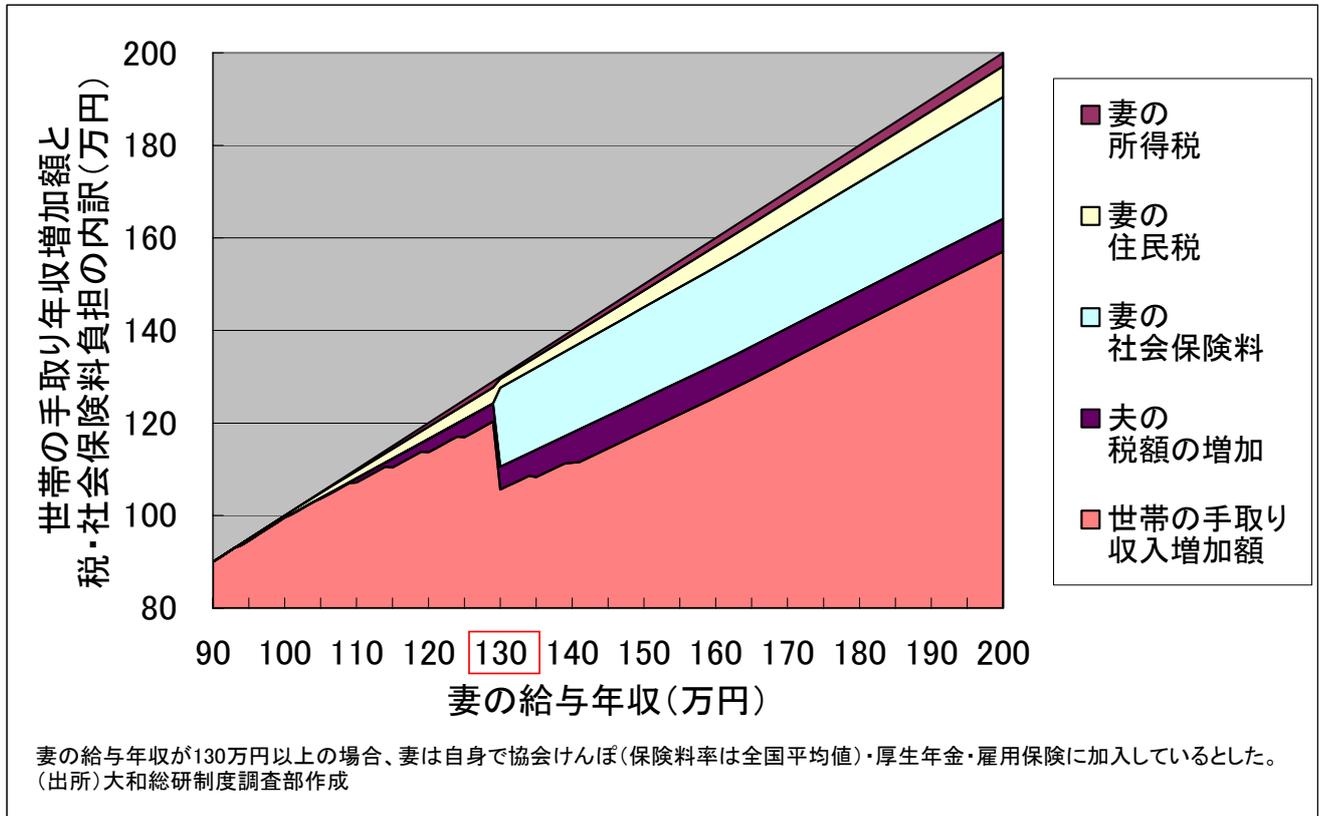
- 本レポートでは、妻の給与収入の増加は、世帯の手取り収入増加額とどのような関係をもつのか試算を行った。
- 試算では、妻が専業主婦であり妻の年収が 0 万円である状態から、妻が働き、給与収入を得ることにより、税・社会保険料を引いた後の世帯の手取り収入がどれだけ増加するか求めた。

⁴ ただし、夫の年収が約 1,230 万円を超え、配偶者特別控除が適用できない場合は、妻の年収が 103 万円を超えたとき、直ちに所得控除額 38 万円（住民税は 33 万円）がなくなることになり、急激に夫の税額が増加する。

○なお、試算の前提として、夫の年収が 600～700 万円程度で子どもが数人いる世帯（所得税の適用税率 10%の世帯）を想定した⁵。

○試算結果は、以下の図表 2 に示される。

図表 2 妻の給与収入の増加と世帯の手取り収入増加額の関係【現行制度】



○上記の図表 2 は、妻の給与収入の増加と世帯の手取り収入増加額の関係を示している。妻の給与収入が増加しても、「世帯の手取り収入の増加額」となるのは図表 2 のピンクの部分だけであり、これは「妻の給与年収」から「妻の所得税」、「妻の住民税」、「妻の社会保険料」、「夫の税額の増加」の 4 つを控除した残りである。

【「103 万円の壁」について】

○図表 2 を見ると、「世帯の手取り収入の増加額」は年収 103 万円を超えても増加していくことが分かる。年収 103 万円を超えたあたりから、妻や夫の税額が増加していくことにはなるが、それでも増加した収入の大部分は世帯の手取り収入の増加に貢献する。

○このことから、いわゆる「103 万円の壁」は、本来であれば主婦の就労を制約する大きな要因にはなるべきものではないと考えられる。

⁵ 夫の年収を変えて試算を行っても（配偶者特別控除が適用されない場合で無い限り）概ね同じ結果となり、「103 万円の壁」ではなく「130 万円の壁」が主婦の就労を制約する大きな要因になっていることは変わらない。

【「130万円の壁」について】

- 図表2を見ると、税・社会保険料負担を控除した後の「世帯の手取り収入の増加額」が年収130万円の点で急激に減少していることが分かる。これは、年収130万円以上となったときの、妻の社会保険料負担がとても大きいことを意味している。
- 年収130万を超えてしまうと、年収153万円以上にならない限りは、年収129万円のときよりも、「世帯の手取り収入の増加額」が少なくなるのだから、年収を130万円未満に調整するインセンティブは大いにある。このため、いわゆる「130万円の壁」は主婦の就労を制約する大きな要因になりうるものと考えられる。

3. 配偶者控除・配偶者特別控除が廃止された場合

- 「3. 妻の給与収入の増加と世帯の手取り収入増加額の関係」で用いたものと同じ前提条件を用い、所得税の配偶者控除・配偶者特別控除が廃止された場合の試算も行った。
- その結果、所得税分の配偶者控除が廃止されれば、妻が「103万円の壁」を越えて、「130万円の壁」の手前まで働くことのメリットは増加する。しかし、依然として社会保険料負担の影響が大きいため、「130万円の壁」の手前までに就労を抑制するインセンティブは強く残る。
- 所得税分の配偶者控除に加え、住民税分の配偶者控除も廃止した場合であっても、以上の結論は変わらなかった。

図表3 妻の給与収入の増加と世帯の手取り収入増加額の関係【配偶者（特別）控除廃止後】

